

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ページ 一

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (同) 一

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 二

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十八号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

